

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受ける子育て世帯に対し、国による緊急経済対策の1つとして、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

●対象児童

- 1 令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
 - 2 令和3年9月30日時点で北斗市に住民票がある高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）
 - 3 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童
- ※いずれも保護者の所得が**児童手当の特例給付相当となっている方は対象外**です。

●児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

●支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（児童手当受給者もしくはそれに準じる対象者）

●支給額

児童1人につき10万円

●申請手続き・支給時期について

対象となるお子さんにより、申請の有無・支給時期が異なります。

▽申請が不要な方

- 1 令和3年9月分の児童手当受給者
- 2 高校生等（15歳から18歳）のうち、弟妹が児童手当を受給している者
- 3 令和3年10月1日～令和4年2月28日までに生まれた児童手当の支給対象児童の保護者

プッシュ型支給となります。対象の方には給付金のお知らせを送付します。お知らせが届き次第支給時期をご確認ください。
※受給を拒否される場合は、給付金のお知らせが届いた後に「受給拒否の届出書」を提出してください。

▽申請が必要な方

- 1 中学生以下の弟妹がいない高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童）を養育している者
- 2 児童手当を受給している公務員
- 3 令和4年3月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育している者

●申請期限／令和4年3月31日（必着）

●申請に必要なもの

① 申請書

※市公式ホームページからダウンロードできるほか、子ども・子育て支援課窓口を設置しています。

② 申請者の本人確認書類

③ 申請者名義の銀行などの預金通帳またはキャッシュカードの写し

④ 対象児童の住民票（対象児童と別居しており、北斗市に住民票がない場合のみ必要）

⑤ 申請者および配偶者の所得課税証明書（北斗市で課税されていない場合のみ必要）

⑥ 令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書、給与明細等）（※公務員のみ必要）

支給の際には案内書を送付します。申請書については、案内書でご確認をお願いします。

●申請受付窓口

市役所子ども・子育て支援課

▽申請書送付先

〒049-0192

北斗市中央1丁目3番10号

北斗市役所子ども・子育て支援課

子育て支援係 子育て世帯への臨時特別給付金 担当者 宛

●その他

登録されている口座情報など、問い合わせの内容によっては、個人情報保護の観点からお答えできない場合がありますのでご了承ください。

給付金詐欺にご注意ください！

子育て世帯への臨時特別給付金について、電話で北斗市や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることや世帯構成、銀行口座の番号などの個人情報照会することは絶対にありません。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係（内線162～165）

「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」については、詳細が決まりましたら市公式ホームページでお知らせするほか、対象となる方には文書でお知らせします。

問 市役所企画課企画係 [内線235・236]